

第二号議案 公益社団法人福岡県看護協会定款の変更(代議員制の導入)について

正会員から選ばれる一定数の代議員をもって、総会の構成員とする「代議員制度」を導入するため、定款の一部を下記のとおり変更するものです。また、IT化の流れを踏まえ、総会及び理事会の招集通知に電磁的方法を追加するものです。本議案の承認を受けた場合、主務官庁に定款の変更届を提出しますが、細部の字句修正を求められたときは、変更の趣旨を損なわない範囲でその対応を理事会に一任されるよう、併せて提案するものです。

記

1. 変更の理由

(1)代議員制度について

総会は、協会の組織運営における最高意思決定機関です。毎年6月に、役員選挙、定款変更や決算の承認等、協会運営の重要事項を決議します。感染症の流行や自然災害等が発生した危機的状況においても、安定的に総会を開催し、的確かつ迅速に意思決定するため、代議員制を導入するものです。

(2)総会及び理事会の招集通知方法について

パソコンやスマートフォン等の普及に伴い、電子メールをはじめインターネットを使って情報を受信する方法が進んでいます。現行の書面通知は継続しますが、迅速な通知を行う必要がある場合に備え、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令(平成十九年政令第三十八号)に規定する電磁的方法の通知を導入するものです。

2. 定款の変更(案)

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款		変更案	提案説明
目次		目次	
第1章 総則(第1条―第2条)		第1章 総則(第1条―第2条)	● 代議員制を導入するため新たに「第3章の2代議員」を設けて、5つの条文を追加する。
第2章 目的及び事業(第3条―第4条)		第2章 目的及び事業(第3条―第4条)	
第3章 会員(第5条― <u>第11条</u>)		第3章 会員(第5条― <u>第10条の2</u>)	
(新設)		<u>第3章の2 代議員(第11条―第11条の5)</u>	
第4章 総会(第12条―第19条)		第4章 総会(第12条―第19条)	
第5章 役員等(第20条―第31条)		第5章 役員等(第20条―第31条)	
第6章 理事会(第32条―第38条)		第6章 理事会(第32条―第38条)	
第7章 職能委員会(第39条)		第7章 職能委員会(第39条)	
第8章 委員会(第40条)		第8章 委員会(第40条)	
第9章 事務局(第41条)		第9章 事務局(第41条)	
第10章 支部等(第42条)		第10章 支部等(第42条)	● 附則を追加する。
第11章 資産及び会計(第43条―第50条)		第11章 資産及び会計(第43条―第50条)	
第12章 定款の変更、合併及び解散等(第51条―第55条)		第12章 定款の変更、合併及び解散等(第51条―第55条)	
第13章 公告(第56条)		第13章 公告(第56条)	
第14章 雑則(第57条)		第14章 雑則(第57条)	
附則		附則	

現行定款	変更案	提案説明
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）	
第3章 会員 （種別） 第5条 本会の会員は、次の2種とする。 (1) 正会員 福岡県内に勤務し、又は居住する<u>保健師、助産師、看護師又は准看護師</u>であって本会の目的に賛同して入会した者 ただし、正会員が福岡県外に勤務し、又は居住することにより会員資格を失う場合で、引き続き本会の会員であることを希望する場合は、本人の申請に基づき本会の会員資格を認めることができる。 (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績のあった<u>保健師、助産師、看護師又は准看護師</u>であって理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認された者 2 <u>正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。</u>	第3章 会員 （種別） 第5条 本会の会員は、次の2種とする。 (1) 正会員 福岡県内に勤務し、又は居住する<u>看護職</u>であって本会の目的に賛同して入会した者 ただし、正会員が福岡県外に勤務し、又は居住することにより会員資格を失う場合で、引き続き本会の会員であることを希望する場合は、本人の申請に基づき本会の会員資格を認めることができる。 (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績のあった<u>看護職（過去に看護職であった者を含む）</u>であって理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認された者 （削除）	「保健師、助産師、看護師又は准看護師」を「看護職」に改める。（定款第3条の定義を使用） - 定款細則第2条第5項に基づき、日本看護協会名誉会員となった本会会員は、本会総会での報告をもって、名誉会員となる。日本看護協会名誉会員には、過去に看護職であった者も含まれるため（日本看護協会名誉会員推薦規程）、名誉会員の定義に過去に看護職であった者を含むと追記する。 - 現在は正会員一人一人が法人法上の社員であるが、代議員制導入後は、代議員以外の正会員は社員ではなくなるので、社員の定義を新たに追加する「第3章の2 代議員」において定める。
第6条～第7条（条文省略）	第6条～第7条（現行どおり）	
（新設）	（正会員の権利） 第7条の2 <u>正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、第3章の2に規定する代議員と</u>	代議員制導入後は、代議員以外の正会員は社員としての権限を失うため、導入後も正会員

現行定款	変更案	提案説明
	<u>同様に本会に対し行使することができる。</u> (1) <u>同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）</u> (2) <u>同法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）</u> (3) <u>同法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）</u> (4) <u>同法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）</u> (5) <u>同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）</u> (6) <u>同法第58条第3項の権利（社員総会の決議の省略に関する書面の閲覧等）</u> (7) <u>同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）</u> (8) <u>同法第229条第2項の権利（清算人の貸借対照表等の閲覧等）</u> (9) <u>同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）</u>	の権利として認めることが適当なものを限定列挙する。
(退会) 第8条 <u>正</u>会員は、所定の手続きにより、任意に退会することができる。	(退会) 第8条 <u>会</u>員は、所定の手続きにより、任意に退会することができる。	● 名誉会員の任意による退会を認めるため、正会員を会員に改める。
(除名) 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において<u>総正会員</u>の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 本会の定款又は細則に違反したとき (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他の正当な事由があるとき 2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。	(除名) 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において<u>総代議員</u>の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 本会の定款又は<u>定款細則</u>に違反したとき (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) <u>前各号に準ずる</u>その他の正当な事由があるとき 2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。	● 代議員制導入後は、総会で議決権を持つ者は正会員ではなく代議員となるため、総正会員を総代議員に改める。 ● 細則を第40条と同じく、定款細則に改める。 ● 除名は会員に重大な不利益を被るものであるため、第3号の基準を第1号・2号に準じたものに改める。
(会員の資格喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は次	(会員の資格喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は次の	● 会員の資格喪失は、正

現行定款	変更案	提案説明
の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) <u>第5条第1号の正会員たる資格を失ったとき</u> (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき (3) 正当な理由なく、第7条第1項の会費を前年度末までに納入しなかったとき (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき (5) 日本看護協会の会員であったものが、その資格を喪失したとき	各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。<u>ただし、第1号及び第3号の適用については正会員に限る。</u> (1) <u>看護職の資格を喪失したとき</u> (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき (3) 正当な理由なく、第7条第1項の会費を前年度末までに納入しなかったとき (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき (5) 日本看護協会の会員であったものが、その資格を喪失したとき	会員と名誉会員の資格喪失について定めている。名誉会員は過去に看護職であった者、つまり現在看護職の資格がない者も含まれる。 ● 第5条第1項に基づき、看護職の資格を失うと会員の資格も失うことから、第1号の表記を改める。 ● 名誉会員の資格に該当しない第1号及び第3号は、正会員に限定する。
(会員資格喪失に伴う権利及び義務) <u>第11条</u> 会員が第8条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。	(会員資格喪失に伴う権利及び義務) <u>第10条の2</u> 会員が第8条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。	● 第3章の2を追加するに当たり、条ズレを避けるため、「第11条」を「第10条の2」に改める。
(新設)	第3章の2 代議員 (代議員の定数その他) <u>第11条</u> 本会に代議員を置く。代議員は<u>180名以上220名以内とする。</u> <u>2 代議員は、正会員の中から定款細則の定めるところにより、第10章で定める地区支部ごとに概ねそれぞれの正会員数に応じた割合の代議員が選出されるものとする。端数の取扱いは、理事会で定める。</u> <u>3 第2項の代議員をもって、法人法上の社員とする。</u> <u>4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</u> <u>5 代議員選挙は、地区支部を選挙区として実施する。</u> <u>6 正会員は第4項の代議員選挙に立候補することができる。</u> <u>7 第4項の代議員選挙において、代議</u>	● 代議員に関する規定として、新たに「第3章の2 代議員」を設ける。 ● 概ね正会員 200～250名に1名の代議員を選出することとする。 ● 日本看護協会代議員及び予備代議員の選出のように、正会員間で不平等が生じにくいよう、代議員の定数は地区支部の会員数に比例配分する。 ● 法人法上の社員とは、主に総会で議決権行使する者をいう。 ● 正会員は法人法の社員である代議員を選ぶ権利を持つ。また、正会員は代議員に立候補できる権利を持つ。

現行定款	変更案	提案説明
	<u>員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。</u>	
(新設)	<u>(代議員の選挙及び任期)</u> <u>第 11 条の 2 前条第 4 項の代議員選挙は 1 年に 1 度行うこととし、代議員の任期は選出の翌年度の 4 月 1 日から 2 年間とする。</u> <u>2 代議員は再任を妨げないが、通算 2 期 4 年を超えて在任することができない。</u> <u>3 代議員選挙は、代議員の定数（220 名）の半数ずつを改選するものとする。</u> <u>4 任期の満了により退任した代議員は、新たに選出された代議員が就任するまで、なお代議員としての権利義務を有する。</u> <u>5 辞任により退任する代議員は、当該辞任により第 11 条 1 項の代議員数（180 名）を下回ることになった場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、第 11 条の 3 で定める補欠選挙により新たに代議員が選出されるまで、なお代議員としての権利義務を有する。</u> <u>6 代議員が総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員を選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての決議権を有しないものとする。</u>	● 任期の開始は、会員資格の始期と同じにする。 ● 多くの正会員が代議員になることができるよう、任期の上限を通算 2 期 4 年とし、連続することを要件としない。そのため、任期途中に辞任した代議員の補欠となる者の任期は、通算 2 期 3 年までとなる。 ● 代議員の半数が総会経験者となることと、地区支部の推薦業務の負担軽減のため、半数改選とする。 ● 第 11 条第 1 項で定める代議員の定数の下限（180 名）を下回ると、定款に違反する状態となるが、総会までの残日数によっては速やかな補欠選挙の実施が困難となるため、本規定を設ける。（法人法第 28 条及び第 29 条）
(新設)	<u>(代議員の欠員)</u> <u>第 11 条の 3 代議員の辞任等により、代議員の数が定数（220 名）を下回る場合、次に行う代議員選挙と同時に、補欠選挙を行うことができる。</u>	● 代議員に欠員が生じた場合に備え、補欠選挙について定める。

現行定款	変更案	提案説明
	<u>2 代議員の辞任等により、代議員の数が第11条1項に定める代議員の定数（180名）を下回る場合、速やかに補欠選挙を行わなければならない。</u> <u>3 前項の補欠選挙は、次に行う代議員選挙と同時に行うことができる。</u> <u>4 補欠選挙に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</u> <u>5 補欠選挙により選出された代議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u>	
(新設)	<u>(代議員資格の喪失)</u> <u>第11条の4 代議員は、本会に所定の辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。ただし、当該辞任が第11条の2第5項に該当する場合、第11条の2第5項で定める期間において、なお代議員としての権利義務を有する。</u> <u>2 代議員が任期中に所属地区支部を移動し選挙区に変更が生じた場合であっても、当該任期中においては、選出された選挙区の代議員としての資格は保持するものとする。</u> <u>3 前項にかかわらず、代議員は第8条から第10条に掲げる事由により正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。</u>	● 代議員は法人の法律上の社員であり、選挙区（地区支部）の社員ではないため、選挙区の変更（所属施設の移動等）は代議員の資格に影響を与えない。 ● 代議員は正会員でなければならない。
(新設)	<u>(代議員の報酬等)</u> <u>第11条の5 代議員は無報酬とする。</u> <u>2 代議員には費用を弁償することができる。</u> <u>3 前項に関し必要な事項は、定款細則に定める。</u>	● 日本看護協会代議員と同様の取扱いとする。
第4章 総会 (構成及び議決権) 第12条 総会は、<u>正会員</u>をもって構成する。 2 総会における議決権は、<u>正会員</u>につき1個とする。 (新設)	第4章 総会 (構成及び議決権) 第12条 総会は、<u>総代議員</u>をもって構成する。 2 総会における議決権は、<u>代議員1名</u>につき1個とする。 <u>3 総会には代議員以外の会員も参加し、議長の指定するところにおいて、議題について質疑し意見を述べるることができるものとする。</u>	● 正会員を総代議員に改める。 ● 正会員を代議員1名に改める。 ● 代議員以外の会員（名誉会員を含む）に、聴講・意見・質問のための参加を認める。但し、議

現行定款	変更案	提案説明
<u>3</u> 総会をもって、法人法上の社員総会とする。	<u>4</u> 総会をもって、法人法上の社員総会とする。	決権は持たない。
第 13 条（条文省略）	第 13 条（現行どおり）	
（通常総会及び臨時総会） 第 14 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。 2 通常総会は、毎年 1 回 6 月に開催する。 3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、<u>総正会員</u>の 10 分の 1 以上から、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から 6 週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。 4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を開催 2 週間前までに<u>本会の機関紙によって公表し、会員に通知しなければならない。この機関紙は登録された住所又は勤務場所に送付することにより、全ての会員に送付しなければならない。</u> （新設）	（通常総会及び臨時総会） 第 14 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。 2 通常総会は、毎年 1 回 6 月に開催する。 3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、<u>総代議員</u>の 10 分の 1 以上から、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から 6 週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。 4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的<u>である事項（以下、「総会の日時等」という。）</u>を開催 2 週間前までに、<u>書面又は電磁的方法により代議員に通知しなければならない。</u> <u>5 すべての会員に対しても、電磁的方法又は総会前に発行する機関紙により、総会の日時等を通知することができる。</u>	● 総正会員を総代議員に改める。 ● 法人法施行令に定める「電磁的方法」（インターネットを利用した方法）による通知ができるように改める。 ● 通知先を会員から代議員に改める。 ● 併せて、第 12 条第 3 項に基づき総会に参加することができる名誉会員を含むすべての会員にも、総会の日時等を通知することができるように定める。
（議長） 第 15 条 総会に議長団を置く。 2 議長団は 3 名とし、総会において、その都度出席<u>正会員</u>の中から選任する。 3 議長は、議長団がこれを定める。	（議長） 第 15 条 総会に議長団を置く。 2 議長団は 3 名とし、総会において、その都度出席<u>代議員</u>の中から選任する。 3 議長は、議長団がこれを定める。	● 正会員を代議員に改める。
（定足数） 第 16 条 総会は、<u>総正会員</u>の過半数の出席をもって成立する。	（定足数） 第 16 条 総会は、<u>総代議員</u>の過半数の出席をもって成立する。	● 正会員を代議員に改める。
（決議） 第 17 条 総会の決議は、この定に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>正会</u>	（決議） 第 17 条 総会の決議は、この<u>定款</u>に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>代</u>	● 定を定款に改める。 ● 正会員を代議員に改

現行定款	変更案	提案説明
<u>員の過半数をもって決する。</u> (新設) 2 前項の規定にかかわらず、次の事項は総正会員の3分の2以上の議決を必要とする。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 合併又は事業の全部譲渡 (5) 解散 (6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け (7) その他法令で定められた事項	<u>議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</u> 2 前項前段の場合において、議長は代議員として決議に加わることができない。ただし、出席数からは除かない。 3 第1項の規定にかかわらず、次の事項は総代議員の3分の2以上の議決を必要とする。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 合併又は事業の全部譲渡 (5) 解散 (6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け (7) その他法令で定められた事項	め、可否同数のときの採決権限者を当該議案の議長とする。 ● 代議員の議決権は1名につき1個であるため、議長の議決権も1個である。前項において、議長は可否同数の採決権限を持つため、決議に加わらない。 ● 第2項を新設したため、前項を第1項に改める。 ● 正会員を代議員に改める。
(書面による表決等) 第18条 総会に出席できない<u>正会員</u>は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の<u>正会員</u>を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の規定により書面で表決した者又は表決を委任した者は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。	(書面による表決等) 第18条 総会に出席できない<u>代議員</u>は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の<u>代議員</u>を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の規定により書面で表決した者又は表決を委任した者は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。	● 正会員を代議員に改める。
(議事録) 第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。 2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。	(議事録) 第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。 2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印(<u>電子署名を含む。以下、同じ</u>)をしなければならない。	● 第1項の電磁的記録(電子文書)には、紙書類と異なり、直接サイン・押印を行うことができないため、署名又は記名押印に電子署名を含める。
第20条～第27条(条文省略)	第20条～第27条(現行どおり)	
(解任) 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、<u>総正会員</u>の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。	(解任) 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、<u>総代議員</u>の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。	● 正会員を代議員に改める。

現行定款	変更案	提案説明
ならない。	ならない。	
第 29 条（条文省略）	第 29 条（現行どおり）	
（役員の責任免除） 第 30 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定より、この責任は、<u>すべての正会員</u>の同意がなければ、免除することができない。 2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意で重大な過失がない場合には、本会は、同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。 3 本会は、外部役員との間で、法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。	（役員の責任免除） 第 30 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定より、この責任は、<u>総代議員</u>の同意がなければ、免除することができない。 2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意で重大な過失がない場合には、本会は、同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。 3 本会は、外部役員との間で、法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。	● すべての正会員を総代議員に改める。
第 31 条～第 34 条（条文省略）	第 31 条～第 34 条（現行どおり）	
（招集等） 第 35 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。 2 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して 1 週間前までにその通知を発しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。 4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。	（招集等） 第 35 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。 2 理事会を招集する者は、<u>理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面又は電磁的方法により、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した招集通知を発しなければならない。</u> 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。 4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。	● 招集通知の発信方法を定めると共に、理事会の招集手続についての規定（法人法第 94 条第 1 項）にあわせた条文に改める。
第 36 条～第 48 条（条文省略）	第 36 条～第 48 条（現行どおり）	

現行定款	変更案	提案説明
(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け) 第 49 条 本会が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総<u>正会員</u>の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様の決議を経なければならない。	(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け) 第 49 条 本会が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総<u>代議員</u>の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様の決議を経なければならない。	● 正会員を代議員に改める。
第 50 条 (条文省略)	第 50 条 (現行どおり)	
第 12 章 定款の変更、合併及び解散等 (定款の変更) 第 51 条 この定款は、総会において、総<u>正会員</u>の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。 2 認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、福岡県知事の認定を受けなければならない。 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく福岡県知事に届け出なければならない。	第 12 章 定款の変更、合併及び解散等 (定款の変更) 第 51 条 この定款は、総会において、総<u>代議員</u>の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。 2 認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、福岡県知事の認定を受けなければならない。 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく福岡県知事に届け出なければならない。	● 正会員を代議員に改める。
(合併等) 第 52 条 本会は、総会において総<u>正会員</u>の 3 分の 2 以上の決議により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。	(合併等) 第 52 条 本会は、総会において総<u>代議員</u>の 3 分の 2 以上の決議により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。	● 正会員を代議員に改める。
(解散) 第 53 条 本会は、総会における総<u>正会員</u>の 3 分の 2 以上の決議その他法令で定められた事由により、解散する。	(解散) 第 53 条 本会は、総会において総<u>代議員</u>の 3 分の 2 以上の決議その他法令で定められた事由により、解散する。	● 正会員を代議員に改める。
第 54 条～第 57 条及び設立登記の日を施行日とする附則 (条文省略)	第 54 条～第 57 条及び設立登記の日を施行日とする附則 (現行どおり)	
附 則 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。 <u>(平成 24 年 6 月 23 日)</u> 附 則	附 則 <u>(平成 24 年 6 月 23 日)</u> 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。 附 則 <u>(平成 26 年 6 月 21 日)</u>	● 附則の施行日の表記場所を改める。

現行定款	変更案	提案説明
1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。 <u>(平成26年6月21日)</u> 附 則 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。 <u>(平成28年6月18日)</u> 附 則 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。 <u>(平成30年6月30日)</u>	1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。 附 則 <u>(平成28年6月18日)</u> 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。 附 則 <u>(平成30年6月30日)</u> 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。	
(新設)	<u>附 則 (令和4年6月23日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この改正定款は、総会の承認を得た日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> 一 <u>代議員制の選挙を定める規定(第11条第1項及び第2項、第4項から第7項、第11条の2第1項、第11条の4第2項及び第3項) 最初の代議員選挙を行う年に開催される通常総会の日の翌日</u> 二 <u>代議員制にかかる規定(第5条第2項の削除、第7条の2、第9条(ただし第9条第1項第3号に限り、本条柱書のとおり施行)、第11条第3項、第11条の2第2項から第6項、第11条の3、第11条の4第1項、第11条の5、第12条、第14条第3項から第5項、第15条第2項、第16条、第17条、第18条、第28条、第30条、第49条第1項、第51条第1項、第52条、第53条) 最初の代議員選挙で選出された代議員の任期が開始する日</u> <u>(最初の代議員選挙)</u> <u>第2条 最初の代議員選挙は令和5年度中に実施し、当該代議員選挙においては、第11条第1項に定める代議員数(220名)を選出する。</u> <u>2 前項の代議員選挙で選出された代議員のうち半数の者の1期目の任期は、令和6年4月1日から1年間とする。</u> <u>3 前項の1期目の任期が1年間となる代議員については、最初の代議員選挙にて</u>	附則において、本変更において改正される各条文の施行時期を定める。 ● 代議員の定数、地区支部ごとの代議員の配分、代議員選挙、選挙区、代議員への立候補、代議員選挙の実施、辞任を除く代議員資格の喪失、代議員の報酬等については、代議員選挙実施の年の通常総会の翌日から施行する。(附則第1条第一号) ● 附則第1条第一号以外の代議員制に関する規定は、任期が開始した代議員に関係しているため、最初の代議員の任期開始日から施行する。(附則第1条第二号) ● 代議員制の導入に直接影響のない改正(看護職表記へ変更、名誉会員の任意退会の定め、会員資格の喪失規定を正会員に限定、第10条の枝番処理、議事録の電子署名、理事会の招集方法)は、令和4年6月22日総会の翌

現行定款	変更案	提案説明
	<u>定める。</u> <u>(法人法上の社員)</u> <u>第3条 最初の代議員の任期が開始するまでの間、すべての正会員は、法人法上の社員としての地位を有する。</u> <u>2 最初の代議員の任期が開始する日、すべての正会員は、法人法上の社員としての地位を失い、代議員が法人法上の社員としての地位を取得する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>第4条 最初の代議員の任期が開始するまでの間、最初の代議員選挙で代議員として選出された者は、本会に所定の届出を行うことにより、代議員を辞退することができる。</u> <u>2 前項の場合、最初の代議員の任期が開始するまでの間に限り、当該選挙区で獲得投票数が最も多い落選候補者を代議員として選出する。</u> <u>3 前各項の規定は、前項の規定により選出された落選候補者が代議員を辞退した場合について準用する。</u>	日から施行する。 ● 最初の代議員が任期開始前に辞退し欠員となった時に備え、次点候補者をもって代議員に選任できることを定める。